

総情放第 24 号
令和 2 年 3 月 18 日

日本放送協会
会長 前田 晃伸 殿

総務省情報流通行政局長
吉田 真人

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う受信料支払延滞時における
取扱い等に関する適切な対応について（要請）

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、日本放送協会の放送受信契約者において、定められた期日までに受信料の支払手続が困難な場合が想定されるため、当該契約者が不利益を被ることがないように、下記の事項について、貴協会へ要請する。

記

日本放送協会放送受信規約第 6 条に定める受信料の支払方法、第 12 条の 2 に定める受信料の支払延滞時における取扱い等について、放送受信契約者からの問合せに丁寧に説明するなど、適切な対応に努めること。

以上